

# 夕張市地域公共交通協議会規約

平成24年4月1日制定

## （目的）

第1条 夕張市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第1条の目的達成に向け、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

## （事務所）

第2条 協議会は、事務所を北海道夕張市本町4丁目、夕張市役所内に置く。

## （事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

## （組織）

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

## （会長及び副会長）

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## （協議会の委員）

第6条 協議会は別紙に掲げる委員をもって組織する。

## （会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は会議出席委員の総意で決定する。

- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、夕張市まちづくり企画室に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、必要に応じて、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年6月6日から施行する。

## 夕張市地域公共交通協議会 委員

区 分	氏 名	所属機関・職名
公共交通事業者	畠 山 朗	夕張鉄道株式会社取締役管理部長
	平 澤 伸 一	私鉄総連北海道地方労働組合夕張鉄道支部書記長
	五十嵐 俊克	空知中央バス株式会社岩見沢営業所長
	一 條 雅 弘	北海道旅客鉄道株式会社総合企画本部専任部長
	和 田 政 光	夕張第一交通株式会社営業課長
	北 條 孝 雄	丸北ハイヤー有限会社取締役社長
道路管理者	佐 藤 修	国土交通省札幌開発建設部岩見沢道路事務所副所長
	山 崎 隆 司	北海道空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所長
	熊 谷 修	夕張市建設課都市計画土木担当課長
公安委員会	松 川 博 彦	北海道札幌方面夕張警察署地域・交通課長
関係行政機関	工 藤 正 弘	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官
	池 田 和 明	北海道空知総合振興局地域政策部地域政策課長
	古 村 賢 一	夕張市教育委員会教育課長
公共交通の利用者	小 網 敏 男	夕張商工会議所専務理事
	木 下 誠	夕張市農業協同組合営農部長
	西 博 道	夕張高等学校校長
	白 井 啓 裕	夕張市校長会会長
	千 葉 勝	夕張地区連合会会長
	松 倉 暢 宏	夕張市PTA連合会会長
	飯 塚 猛	夕張老人クラブ連合会会長
夕張市	高 畠 信 次	夕張市理事

[事務局]

夕張市まちづくり企画室